しまなみ総合庁舎で使用する電力調達事業入札心得

（目的）

第１条　しまなみ総合庁舎で使用する電力調達事業に係る一般競争入札その他の取り扱いについては、別に定めのあるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第２条　今治市契約規則（平成17年規則第63号。以下「契約規則」という。）第10条第２号により免除するものとする。

（入札）

第３条　入札者は、入札書（様式１－１）及び入札金額内訳書（様式１－２）に所要の事項を記入し、入札の際にこれを提出しなければならない。

２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式２）を提出しなければならない。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

４　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（第167条の11で準用する場合を含む。）の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

（入札の辞退）

第４条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１）入札執行前にあっては、入札辞退届（様式３）を契約担当課に提出すること。

（２）入札執行中にあっては、その旨を入札執行者に申し出ること。

３　前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第５条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意識的に開示してはならない。

（入札の取り止め等）

第６条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（無効の入札）

第７条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

（２）委任状を持参しない代理人のした入札

（３）入札書に記名押印がなされていない入札

（４）入札書の入札金額を訂正した入札

（５）入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（６）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

（７）その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定方法）

第８条　予定価格以下の価格で、最低入札価格の者を落札者とする。落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

（再度入札）

第９条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以下の価格で入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、第１回目の入札において、参加を辞退した者、参加しなかった者、無効入札をした者又は失格となった者については、再度の入札に参加することができない。

２　再度の入札の執行回数は、原則として１回とする。

３　再度の入札に付しても、予定価格以下の価格で入札がなく、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定により、入札において、有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行う場合がある。

（契約保証金）

第10条　契約規則第61条第６号により免除するものとする。

（契約の締結等）

第11条　契約書を作成する場合においては、落札者は、本市から交付された契約書に記名捺印し、落札決定の日から10日以内に提出しなければならない。

２　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（異議の申立）

第12条　入札した者は、入札後、この心得、仕様書等の関係書類についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第13条　この心得に定めのあるもののほか、契約規則等による。